

【新設・改正】(実質的支配関係があるかどうかの判定)

59 の 3(1)－3 66 の 4(1)－3 の取扱いは、特殊の関係にあるかどうかを判定する場合における措置法令第 35 条の 3 第 7 項において準用する措置法令第 39 条の 12 第 1 項第 3 号に規定する「その他これに類する事実」について準用する。

【解説】

- 1 本制度における関連者とは、法人で、適用対象法人との間にいずれか一方の法人が他方の法人の発行済株式又は出資（その他方の法人が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額の 50% 以上の数又は金額の株式又は出資を直接又は間接に保有する関係その他の特殊の関係のあるものをいうが（措法 59 の 3 ①）、この「特殊の関係」については、移転価格税制（措法 66 の 4）の規定（措令 39 の 12①～④）を準用することとされている（措令 35 の 3 ⑦）。
- 2 移転価格税制においては、国外関連者の範囲に出資関係を通ずる支配・被支配の関係にあるものだけでなく、①他方の法人の役員の 2 分の 1 以上又は代表する権限のある役員が、一方の法人の役員若しくは使用人を兼務している者又は一方の法人の役員若しくは使用人であった者であること、②他方の法人が事業活動の相当部分を一方の法人との取引に依存して行っていること、③他方の法人がその事業活動に必要とされる資金の相当部分を一方の法人からの借入れにより、又は一方の法人の保証を受けて調達していること、その他これに類する事実が存在することにより一方の法人が他方の法人の事業の方針の全部又は一部につき実質的に決定できる関係にあるものが含まれることとされている（措令 39 の 12①三）。
- 3 この規定は、必ずしも株式の出資関係がなくとも支配・被支配の関係が成立し得ることに対処するためのものであり、また、上記①から③までに掲げる事実が存在しない場合でも、「これに類する事実」が存在するときは実質支配の関係があることとなるという趣旨のものである。
- 4 そこで、この場合の「これに類する事実」とはどのような事実をいうのかが問題となるが、例えば、一方の法人が他方の法人から提供される事業活動の基本となる工業所有権、ノウハウ等の各種の無形資産に依存してその事業活動を行っている場合や、一方の法人の役員の 2 分の 1 以上又は代表する権限を有する役員が他方の法人によって実質的に決定されていると認められる事実がある場合には、その一方の法人と他方の法人との間には上記①から③までに掲げる事実がある場合と同じような支配・被支配関係が生ずることになる。そこで、措置法通達 66 の 4(1)－3 において、このようなケースを実質的支配関係の基となる事実の例示として掲げ、その相手方をいわゆる移転価格税制上の国外関連者として取り扱うことを明らかにしている。

- 5 このことは移転価格税制の規定を準用する本制度においても同様であることから、本通達では、国外関連者に係る特殊の関係の判定について定めている措置法通達 66 の 4 (1)－3 の取扱いを、本制度における関連者に係る特殊の関係の判定について準用する旨を明らかにしている。